

## 第13回建築防火基準委員会 議事要旨

平成27年3月26日(木) 13:00~15:00

中央合同庁舎4号館 全省庁共用123会議室

### 1. 法第21条関係

建築指導課、国総研及び建研より、資料に基づいて説明。

#### (1) 論点① 遮熱性を要しない防火設備周囲の不燃化の範囲(第一号口関係)

- ・感覚的に規制が厳しめであり、今後見直す余地もあるのでは。別紙1のFの式と右上の図が一致していないのでは。Fの式は微小部分の式になっている。右上の図も正対している微小部分を表現する必要があるのでは。

→微小部分でみれば正対していると考え、厳しい方の計算としてFの式を採用している。

#### (2) 論点② エキスパンションジョイント部分の耐火帯の設置

#### (3) 論点③ 壁等で区画された建築物同士が角度をなす場合の外壁等の不燃化の範囲

- ・壁等で区画された部分とその他の部分の不燃化の範囲は、外壁の開口率によって調整はできないのか。

→できない。防火構造の場合、火熱によって壁が燃え抜けたり開口部が拡大することが考えられるため、開口率で不燃化の範囲を変えることは想定していない。

- ・角度によって壁への入射熱量が低減されるが、135℃で一律に区切ることでいいのか。

→厳密にやろうと思えばできなくはない。3割程度まで低減されるのであれば、火炎が出てきても問題ないと考えている。

### 2. 法第27条関係

建築指導課、国総研及び建研より、資料に基づいて説明。

#### 論点④ 外壁の開口部の規制に係る天井の不燃化を行う居室の床面積の基準

- ・室が小さくなると可燃物量の影響が大きくなる。現行は学校中心で考えているが、その他の各用途についても考慮すべきでは。
- ・室の小ささ、天井の低さがF Oに与える影響は大きいので、今後の検討で居室の面積・天井高を小さくするのであれば、試験結果を丁寧に見る必要がある。
- ・別紙3の図は今後も重要になっている図なので、さらにデータを収集し蓄積する必要がある。
- ・他の開口部の適用除外の開口高さが0.3m以下というのは、0.3m以下の開口部がいくつもある場合はダメなのではないか。開口部を連続させるような場合の取扱いも整理する必要がある。

### 3. 旧 38 条認定建築物の評価内容等を踏まえた防火・避難関係規定の見直し関係 建築指導課、国総研及び建研より、資料に基づいて説明。

#### (1) 耐火性能検証を行う建築物における遮熱性の基準の合理化について

- ・ 火災が起きるリスクをふまえた性能評価が必要。
- ・ 間仕切りの変更について、あらかじめの想定が大変。
- ・ ルートCにおける火源について、実況を踏まえ「3MWで20分間」よりも小さくする運用をするとのことだが、実況に応じた火源とどのように担保するのか、認定時の火源の設定条件が建物の維持管理の中であやふやになっていかないようにする必要がある。

→建物の使われ方の管理については、法第12条の定期調査の制度で把握することも可能かと考えている。その可能性についても今後検討する。

- ・ アトリウムは展示を行う等、可燃物を置かないわけではない。実況に応じた判断基準を明確にするべき。 そうでないとなしくずし的になってしまう。
- ・ 防火戸の信頼性。閉まらない可能性もある。設備の信頼性を高めていくことも考えていくべき。
- ・ 名古屋のコンコースでは可燃物を置かないというルールを今でも徹底している。ソフト面での対応も考えられる。

#### 2. 飛び火による建築物の火災を防止する屋根の性能の合理化について

- ・ 「防火上有害な発煙」とはどのような発煙か。

→容易に燃え広がらないことを基本的な考えとしている。スタジアム等に想定される座席については、着火から20分間発熱速度が100kwを超えないこととし、実験で確かめることを要求している。その他のものについても今後整理する予定。

- ・ 今回のように、燃え抜けを許容する屋根の場合、屋内の火災によって内から外に火の粉が吹き出す可能性があるが、その点についてはどのように検証するのか。

→耐火建築物であれば屋根に遮炎性を求めているので対応できる。今回の規定はあくまで、外から内への火の粉による延焼を想定したもので、内から外については、他の規定（法第27条等）で制限されている。

- ・ 屋根の燃え抜け許容について、集団の視点なのか単体の視点なのか。

→集団の視点である。

#### 3. 避難安全検証の部分適用について

- ・ ルートCとルートAの混合の場合、ルートC部分によりその他のルートA部分の避難に影響がでないことをしっかりと個別に検証する必要がある。

#### 4. 特別避難階段の付室及び非常用の昇降機の乗降ロビーに設ける排煙設備の性能規定化について

- ・排煙設備は定期点検で性能を測ることができるが、まるっきり風量が合わない。風量を測るのは大変で、コストもかかる。

#### 5. 非常用のエレベーターの着床階に係る基準の合理化について

- ・「吹抜きその他の広い空間」から消防活動が展開されることを想定しているが、実際の消火活動に当たり、消防車・消防隊をどう「吹抜きその他の広い空間」にアプローチさせるのかも検討する必要がある。

#### 6. 耐火性能検証における設定等について

- ・現状の認定では、150度を超えると鉛直支持能力が失われるという建前でなされている。  
ここで 150度を超えても交換すればよいと言ってしまふと際限なくそれが他の部材にも広がってしまうのでは。
- 現在も検討中だが、150度超えたものについて交換を認めるのか、まずは過去に38条認定で対応したものについては維持管理要領で対応できないかと考えている。今後認定していくものについては、基本的に150度に収まるように認定するよう考えている。
- ・もともとは160度まで大丈夫ということで認定していた気がする。だからこの対応方針はおかしい。
- ・交換するにしてもモノがない場合もある。交換できない間に地震が来た場合どうするのか。交換するまでの間は、建物を使用しないなどの記載を維持管理要領にしておいた方がいいのでは。

#### 7. その他

- ・部材認定において、1仕様1認定とし、認定範囲がないのは見直すべき。開発にかけたコストをまかなえず開発意欲をそぐ現状となっている。
- ・旧38条では病院がけっこうあったが、水平区画がないものもけっこうある。病院はルートCでなかなか出てこないが、病院の建て替え期もきており対応が必要になるのではないか。

以上